

I 税務部門の共同設置について（2）

■ 考えられる共同処理の方式

①滞納整理に関する一部事務組合・広域連合を設置

- 一部事務組合等の権限で滞納整理を実施。地縁関係の影響を低減できる。
- 組合名で差押え等を行うことによるアナウンス効果大きい。
- システム構築や条例・規則の整備等、準備の負担が大きくなる。
- 構成団体の共同徴収組織への依存が強まる懸念がある。
- 課税部門との連携が取りにくくなるほか、案件の移管作業など事務が煩雑になりがち。

②滞納整理に関する任意組織での協力

（形態は様々であるが、全県的なものだけで少なくとも11県で設立）

- ・ 住民税を中心に、固定資産税や国保税などが対象。
 - ・ 各構成団体から職員の派遣を受け、それぞれ他の構成団体の職員に併任。共同で滞納整理に当たる。県職員も構成市町村職員の併任を受けて参画。
 - ・ 時限的な組織が多い。（徴収ノウハウの習得が主な目的の1つ）
- 初期コストが小さい。
 - 組織改編が容易。
 - 処分は各首長名で行うため、地縁関係の影響を受ける可能性がある。
 - 職員の身分取扱いが不明確。

③滞納整理部門の共同設置

- 概ね②と同様の効果が考えられる。
- 複数の指揮命令を受ける点は②と同様だが、職員の身分取扱いについては規約等で明確化。
- ②と異なり、規約の協議について議決を経る必要。(予定)
- 処分は各首長名で行うため、地縁関係の影響を受ける点は②と同様。

④税務部門全体の共同設置

- 共回事務の整理等により、専門性の強化と当時に効率化が可能。
- 滞納整理のみを共同処理する場合の課題(事務の煩雑化等)も解決可能。
- 課税についても、最終的には各首長名で行うため、各団体の主体性を残すことが可能。
- 処分は各首長名で行うため、地縁関係の影響を受ける点は、②③と同様。
- 複数の指揮命令を受ける点は、②③と同様。
- 不法行為など住民に不利益を与えた場合の責任の所在が不明確になる恐れがあるか。

Ⅱ 監査委員事務局の共同設置について（２）

■考えられる共同処理の方式

（１）監査委員を含めた共同処理

①監査委員の共同設置

- 委員会議の開催等の面で、事務局のみの共同設置よりも事務の効率化が可能。
- 専門家を確保しやすい。
- 委員の活動日数を考えると、構成団体数には限界。識見委員の常勤化も考えられる。
- 監査委員の共同設置については、議選委員の扱いなど法律の適用に不明確な点がある。

・議選委員の扱い

委員のうち1人(人口25万人以上の市では1～2人)は議員とされている(自治法196条1項)ため、構成団体のうち議選委員を出せない団体が必ず生じる。

→ 任期ごとに各構成団体の議会が廻り持ちで監査委員を選出する方法を採るならば問題ないとの説あり。

・委員定数

人口25万人以上のA市(定数4)と人口25万人未満のB市(定数2)が監査委員を共同設置した場合は、定数は4人となるのか。その場合、B市は条例で定数を増員することが必要か。

また、その場合の議選委員の数はどうなるのか(法定数はA市1～2人、B市1人)

②監査委員のうち識見委員(+事務局)の共同設置

- 上述の議選委員の扱いの法的問題は生じない。
 - ※ 複数の団体が同一人物を通常の手続で監査委員に選任した上で、事務局を共同設置しても同様の効果が得られる。
- 識見委員の常勤化も行いやすくなる。

(2)監査事務局の共同処理

事務局の共同設置、事務委託等
→ 第2回資料4-3を参照

Ⅲ 保健所の共同設置について（２）

■ 都道府県と中核市等が保健所の共同設置を行う場合の留意点（追加）

- 事務の定型性・専門性がより高い環境衛生、医務・薬務などの部門などの部門のみを共同設置の対象とすることも考えられるか。この場合、事務委託の活用も考えられるのではないか。
- 専門職の人事管理については、共同設置に当たって、都道府県と市の人事交流を一層進めるようにすべきではないか。